

岐阜県福祉・農業会館会議室
・研修室利用料金の減免基準

(昭和 55 年 4 月 1 日改正)

(平成 18 年 4 月 1 日改正)

(平成 23 年 4 月 1 日改正)

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

岐阜県福祉・農業会館利用料金条例（昭和 5 5 年 岐阜県条例第 7 号）第 4 条の規定

により、利用料金を減免する団体及び減免の率は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1 岐阜県福祉・農業会館に入居している団体 | 3 分の 2 |
| 2 別記の社会福祉団体 | 3 分の 1 |

備考

利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

(別記)

- ・ (一財) 岐阜県遺族会
- ・ 各郡・市町村社会福祉協議会
- ・ 岐阜県隣保館運営協議会
- ・ (一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会
- ・ 岐阜県老人福祉施設協議会
- ・ 岐阜県福祉人材総合対策センター
- ・ 岐阜県肢体不自由児協会
- ・ (一社) 岐阜県手をつなぐ育成会
- ・ 岐阜県言語障害児をもつ親の会
- ・ 岐阜県自閉症協会
- ・ 岐阜県筋ジストロフィー協会
- ・ 岐阜県重症心身障害児(者)を守る会
- ・ 岐阜県児童福祉協議会
- ・ 岐阜県里親連合会
- ・ 岐阜県社会福祉法人経営者協議会
- ・ 岐阜県社会福祉施設連合会
- ・ 岐阜県民生委員児童委員協議会
- ・ (一社) 岐阜県聴覚障害者協会
- ・ その他公益上必要であると県が認めた社会福祉団体等